

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度鶴田町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 96,834 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 396,043 千円

区分	事業名	平成29年度 決算額 (円)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業 (老人福祉費)	9,736,000				7,688,000	2,048,000
	障害者福祉事業 (心身障害者福祉費)	354,901,630	266,270,012			69,991,000	18,640,618
	児童福祉事業 (乳幼児・子ども医療 給付事業費)	31,405,226	6,609,615		539,769	19,155,000	5,100,842
計		396,042,856	272,879,627		539,769	96,834,000	25,789,460